

兵庫県公報

令和3年12月10日 金曜日 第267号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 有害興行の指定（青少年課）	1
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 阪神間都市計画道路事業の認可（道路街路課）	4
○ 水防法の規定に基づく洪水浸水想定区域の指定の変更（総合治水課）	5
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	5
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	5
○ 重要調整池に係る検査の結果（神戸県民センター）	6

告 示

兵庫県告示第1264号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和3年12月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	密着指導 教えてあげる	オーピー映画
映 画	私を奴隷にして下さい	新東宝映画

兵庫県告示第1265号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省大阪航空局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年12月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）

2 作業期間

令和3年10月21日から同月23日まで

3 作業地域

南あわじ市福良字岩川甲1521



兵庫県告示第1266号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年12月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（現地測量）

2 作業期間

令和3年10月25日から同年12月25日まで

3 作業地域

西宮市甲子園浜二丁目地内



兵庫県告示第1267号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年12月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）

2 作業期間

令和3年11月1日から令和4年3月25日まで

3 作業地域

加西市畑町地内



兵庫県告示第1268号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年12月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量）

2 作業期間

令和3年10月20日から令和4年3月25日まで

3 作業地域

赤穂市高野地内



兵庫県告示第1269号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年12月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）

2 作業期間

令和3年9月17日から令和4年3月25日まで

3 作業地域

宍粟市山崎町木谷地内



兵庫県告示第1270号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年12月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（用地実測図作成及び用地平面図作成）

2 作業期間

令和3年11月1日から令和4年3月25日まで

3 作業地域

養父市関宮地内



兵庫県告示第1271号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年12月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（用地実測図作成及び用地平面図作成）

2 作業期間

令和3年11月1日から令和4年3月25日まで

3 作業地域

朝来市和田山町竹ノ内地内



兵庫県告示第1272号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年12月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（用地実測図作成及び用地平面図作成）

2 作業期間

令和3年11月1日から令和4年3月25日まで

3 作業地域

養父市藪崎地内



兵庫県告示第1273号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年12月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（用地実測図原図作成及び用地平面図作成）

2 作業期間

令和3年10月26日から令和4年3月25日まで

3 作業地域

朝来市佐囊地内



兵庫県告示第1274号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神戸市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年12月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（数値図化）

2 作業期間

令和3年10月27日から令和4年3月15日まで

3 作業地域

神戸市の一部



兵庫県告示第1275号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、養父市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年12月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量及び用地測量（地図情報レベル500））

2 作業期間

令和3年9月17日から同年10月29日まで

3 作業地域

養父市能座地内



兵庫県告示第1276号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、太子町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年12月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（ほ場整備）

2 作業期間

令和3年10月28日から令和4年3月25日まで

3 作業地域

太子町の一部



兵庫県告示第1277号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和3年12月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 施行者の名称

- 西宮市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 阪神間都市計画道路事業
 3.5.169号 門戸仁川線
 3.3.3号 西国街道線
- 3 事業施行期間
 令和3年12月10日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 (1) 収用の部分
 兵庫県西宮市甲風園3丁目、丸橋町及び門戸荘地内
 (2) 使用の部分
 兵庫県西宮市甲風園3丁目、丸橋町及び門戸荘地内



兵庫県告示第1278号

令和2年兵庫県告示第606号により洪水浸水想定区域を指定した河川のうち、次の表の中欄に掲げる河川について、同表の右欄に掲げる事項を変更したので、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

その関係図書は、県土整備部土木局総合治水課及び但馬県民局新温泉土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
 令和3年12月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

水系名	河川名	変更した事項
佐津川水系	佐津川	浸水した場合に想定される浸水の継続時間



兵庫県告示第1279号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年12月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
和田(1)	朝来市		和田山町竹ノ内	森屋谷 宮ノ下	40番1の一部、40番2の一部、42番の一部、43番から49番まで、52番の一部、53番の一部 278番の一部、280番1、286番1、287番1、288番、291番から293番まで、295番、297番、298番、300番、302番、303番の一部、304番、305番、306番1、306番2、307番、308番、49番から293番に至る地先の道路敷、286番1から288番に至る地先の道路敷



兵庫県告示第1280号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定によ

り、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

については、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

令和3年12月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 名称 合同会社ニューツーリズム・トリップベース2号
 代表者の氏名
 代表社員 一般社団法人ニューツーリズム・トリップベース 職務執行者 森田 威
 住所 東京都新宿区四谷2丁目9番地15 東京ユナイテッド総合事務所内
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 (仮称)NTB兵庫淡路
 所在地 淡路市浦字古茂尻678番1外6筆
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課
 縦覧期間 令和3年12月10日から同月24日まで
- 4 意見書の提出期間及び提出先
 提出期間 令和3年12月10日から同月24日まで
 提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



兵庫県告示第1281号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和3年12月10日

神戸県民センター長 西 躰 和 美

- 1 重要調整池の所在地
 神戸市西区榎谷町寺谷字従弟谷723番3外
- 2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
東和工業株式会社	神戸市西区榎谷町寺谷字榎谷1242番55	田 中 千津子